

京都市告示第 252 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 21 年 9 月 18 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	壬生水0004号	中京区壬生馬場町 8 番地の 43 地先 同町 8 番地の 20 地先	
2	音羽水0029号	山科区音羽野田町 3 番地の 1 地先 同町 1 番地地先	
3	太秦水0113号	右京区太秦森ヶ東町 16 番地の 11 地先 同町 21 番地地先	
4	太秦水0114号	右京区太秦森ヶ東町 21 番地先 同上	

(廃止水路等)

整理番号	名 称	起 終	点 点
1	音羽水0014号	山科区音羽野田町 1 番地の 6 地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)